

2019年および近年中に施行・実施される諸法令・諸制度
（改正著作権法、専門職大学、改元など）に関する
「岩崎純一総合アーカイブ（IJCA）」および『岩崎純一全集（IJCW）』の
編纂・管理上の対応および方針

岩崎 純一 作成

編纂、監修 岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

2018年7月8日 起筆、2019年1月24日 公開、2019年1月26日 最終更新

目次

第一章 著作権法の改正について

第一節 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律
（平成28年法律第108号）及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う
関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第70号）
（平成30年12月30日施行）に関する対応・方針

第二節 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）（平成31年1月1
日施行）に関する対応・方針

第二章 学校教育をめぐる新制度について

第一節 専門職大学及び専門職短期大学の設置について

第二節 大学入学共通テストの導入について

第三章 文化的尺度及び規格について

第一節 改元について

第二節 天保暦2033年問題について

第四章 2020年東京オリンピック・パラリンピックについて

第一章 著作権法の改正について

（本章は、『全集』第二巻～第七巻の抄である。第八編最終部として挿入する。）

第一節 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 108 号）及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 70 号）（平成 30 年 12 月 30 日施行）に関する対応・方針

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）11 の締結に伴う法改正について、改正点および IJCW を含む IJCA（岩崎、IJAI）の対応・方針は下記の通りである。

1. 著作物等の保護期間の延長（第 51 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 101 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）

改正前は、映画等一部の著作物を除いて著作権の保護期間が著作者の死後または著作物の公表後から 50 年間であったものが、一律に死後または公表後から 70 年間となった本改正については、改正内容に従って IJCA の作成・編纂・管理作業等（とりわけ、該当著作物の引用・利用）を行う。

但し、本改正は、歴史的価値ある日本の先人の著作物を合法的に広く活用できない休眠期間（利用法、特に公開方法が有用でありながら違法である期間）の延長でもあり、本改正には必ずしも賛同できるものではない。

岩崎が東京大学中退以降の独自のフィールドワークによって歌人・巫女などから譲り受けた各家系の（特に、逝去した当主の所有であった）貴重資料・典籍のうち、今回の法改正によって、公開不可能な期間が 20 年間延長となったものが存在する。これは、その譲り受けが研究調査を目的とするもので、あくまでも物権、所有権、財産権、著作権の一部のみを譲渡されていた（岩崎が私蔵するわけにもいかず、また、法改正の予測が困難な時期でもあった）からである。これらの資料・典籍については、著作者の曾孫・曾々孫に当たり著作権を相続した歌人・巫女などに、研究調査目的での一時的な占有権等以外の全ての権利を差戻し、約 20 年後の岩崎への再譲渡を要望することがある。

一方、著作者人格権等の譲渡できない権利を除く全ての権利（有体物としての物権、所有権等を含む）が岩崎に譲渡されており、岩崎の私蔵であることが確実である資料・典籍（の内容）は、当然ながら今回の法改正にかかわらず、公開・提供することがある。

なお、ここでいう「私蔵」となるためには、『全集』序巻に述べる通り、岩崎による著作権の保持を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが

規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、本人から岩崎への譲渡が完了したものであることを、引き続き要する。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化（第 123 条第 2 項及び第 3 項関係）

改正前は、著作権等侵害罪は親告罪であったが、改正後は以下の 3 つの条件を全て満たす場合に非親告罪の対象とされることとなった。

- ① 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ② 有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
- ③ 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること

しかしながら、これら全ての条件を満たしながら、著作者または著作権者が公訴の提起を望まない場合であっても、これが認められなくなる、あるいは、合法的引用と二次的著作物・パロディーとの区別が不明瞭となる（二次的著作物の著作者が対価を得ることについて著作者との間で交わされた合意とは無関係に、とりわけ学術研究上や芸術表現上において有用なその引用を、原作のままの公衆送信と見なされて、公訴提起されるおそれについて、十分な検討がなされていない）など、いわゆる海賊版以外であっても対象となる事例が多々発生することから、本改正には必ずしも賛同できるものではない。

3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備（アクセスコントロールの回避等に関する措置）（第 2 条第 1 項第 21 号、第 113 条第 3 項、第 119 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号関係）

本改正によって、クリエイティブ・コモンズ（CC）・ライセンス v4 が、著作者が同ライセンスを付した著作物について、著作者による（許諾条件を逸脱した）行使を認めず、むしろその行使に対して著作物の利用者による回避を認めるとしている、技術的利用制限手段を含む技術的保護手段は、利用者による（その手段の）回避それ自体が違法となるため、CC 側の規定は認められがたいものとなり、矛盾が生じる。さらに、CC ライセンスは、一定条件を除き、取り消すことができない旨を定めているため、常に本改正著作権法の立場と対立する。

IJCA の管理上は、法令と CC が各々の立場からどのような判断・解釈ないし調整を行うか、注視する。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与（第 95 条第 1 項関係）

インターネット配信のみを行う同人・インディーズ系音楽家等の権利を保護する目的においては、本改正に賛同する。

5. 損害賠償に関する規定の見直し（第 114 条第 4 項関係）

日本音楽著作権協会（JASRAC）や出版者著作権管理機構（JCOPY）などの大規模権利団体の利権の拡大それ自体を目的とした法改正となっていないか、今後とも注視したい。

第二節 著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）（平成 31 年 1 月 1 日施行）に関する対応・方針

改正点は下記の通りである。岩崎および IJAI は本改正を、やむを得ない、または望ましい改正と見ており、改正内容に従って IJCW を含む IJCA の作成・編纂・管理作業等（とりわけ、該当著作物の引用・利用）を行う。

1. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第 30 条の 4, 第 47 条の 4, 第 47 条の 5 等関係）
 - I. 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第 30 条の 4 関係）
 - II. 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第 47 条の 4 関係）
 - III. 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第 47 条の 5 関係）
2. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第 35 条等関係）
3. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第 37 条関係）
4. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第 31 条, 第 47 条, 第 67 条等関係）
 - I. 国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信（第 31 条関係）
 - II. 作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用（第 47 条関係）
 - III. 著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し（第 67 条等関係）

第二章 学校教育をめぐる新制度について

第一節 専門職大学及び専門職短期大学の設置について

（本章は、『全集』第四巻抄である。第一編第一部末尾に挿入する。）

2019年4月より設置される新たな職業人養成組織である専門職大学及び専門職短期大学と、その教職員・学生に対しては、IJCA・IJCW・IJAI・IJDCが大学、短期大学、高等学校などの一条校と専修学校・各種学校に対して受入・許可または禁止する旨を『全集』の序巻から第七巻において定めているあらゆる事項について、下記に記した条件下を除いては、全く同一の事項を受入・許可または禁止する。

すなわち、これらの文中の「大学」などの語を「専門職大学」や「専門職短期大学」と読み替え可能であるものとし、「大学」などに対して受入・許可している事項（岩崎に対する講師派遣・実験協力要請）や禁止している事項（著作権法や岩崎が付与したライセンスを逸脱する著作物の利用）については、同様に受入・許可または禁止する。

また、同年の著作権法の改正により、岩崎のアーカイブと著作物の教育目的での無償利用は、法に定められた限りにおいて、広く許諾する。

但し、これらのことは、本学校教育法改正や政府・文科省の学校教育方針への賛同を意味するものではない。序巻に記した通り、岩崎およびIJAIは、昨今の「教育」概念（大学の「教育部」など）、「研究」概念（大学の「研究部」、「研究院」や「研究大学」、「研究大学強化促進事業」など）、「職業」概念（「職業大学」、「高度専門職業人」、「専門職大学院」、「専門職大学」など）の峻別による学校教育の合理化とグローバル化の方針に極めて懐疑的である。

また、現時点における専門職大学または専門職短期大学の設置申請提出校を観察した結果、いわゆる学位商法を行う「ディプロマミル」であることが疑われる学校が複数あり、『全集』第四巻においても、「ディプロマミルであることが疑われる非認定学校や団体」を「（岩崎に講師要請や研究協力要請を行っても岩崎の）協力を受けがたい、または受けられない者」として定めている。

従って、優秀な教職員および学生はともかく、法人としての実態が不明な専門職大学や専門職短期大学に対しては、異なる対応をすることもあり得る。

第二節 大学入学共通テストの導入について

（本章は、『全集』第四巻抄である。第一編第一部末尾に挿入する。）

2020年度に導入・開始される本テストについては、IJCAの編纂・管理に何ら影響を及ぼさないものと推察されるが、成り行きを注視したい。

第三章 文化的尺度及び規格について

第一節 改元について

（本章は、『全集』第六巻抄である。第三編第二部第十章第一節冒頭に挿入する。）

2019年4月1日の新元号の発表および5月1日の改元実施に際しては、IJCAのコンテンツの「平成」表記を可能な限り西暦に改め、新元号実施以降の著作物についても、その作成年月日等を西暦で表記するものとする。

但し、和歌・古典分野など、和暦表記が望ましい文化・学術分野は、全くこの限りでない。詳しくは第六巻第三編第二部第八章「文化的尺度及び規格」を見よ。

第二節 天保暦2033年問題について

（本章は、『全集』第六巻抄である。第三編第二部第十章第二節冒頭に挿入する。）

旧暦の太陽太陰暦である天保暦において生じることが確定的である既知の問題（天保暦2033年問題）をめぐって、旧華族・歌道家・社家などの家系において、天保暦生活を取りやめて新暦・グレゴリオ暦の和暦・西暦に移行する予定の家系、天保暦・新暦を併用する予定の家系、天保暦を独自に改変して使用し続ける家系など（交流ある歌人・巫女ではなく、当主男性ら）の間で意見が対立している。

その煽りを受けて、IJCAに収録予定である和歌関連の著作物の編集作業に難が生じる可能性があるが、この問題について、岩崎も動向を注視する。関係する歌人や巫女の皆様も動向を注視されたい。

第四章 2020年東京オリンピック・パラリンピックについて

（本章は、『全集』第六巻抄である。第三編第二部最終章として挿入する。）

IJCAの編纂・管理に何ら影響を及ぼさないものと推察されるが、成り行きを注視したい。